

指宿市告示第95号

指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給要綱を次のように定めた。

令和5年4月1日

指宿市長 打越 明司

指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給要綱

指宿市スポーツ・芸術文化合宿奨励金等支給要綱（平成31年指宿市告示第54号の4）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、スポーツ活動及び芸術文化活動に伴う大会・合宿等の誘致を行うことにより、交流人口の拡大及び地域経済の活性化に資するため、市内の宿泊所を利用する大会主催者又は合宿を行う団体若しくは個人に対して、予算の範囲内で支給する奨励金等に関し、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大会 各種スポーツ大会で、九州大会以上の規模のものをいう。
- (2) 合宿 練習、研修、試合若しくは大会への参加を目的としたスポーツ活動又は芸術文化活動に伴い、共同で市内の宿泊所に宿泊することをいう。
- (3) 大会主催者等 大会を開催する主催者、共催者、主管者をいう。
- (4) 合宿団体 合宿に参加する団体（部長、監督、コーチ、マネージャー等宿泊者全員を含む。）又は個人をいう。
- (5) 市内の宿泊所 市内にある旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設をいう。
- (6) 大会延べ宿泊者数 大会の開催日（前泊及び後泊を含む。）において、市内の宿泊所に宿泊した大会主催者等、大会参加者及び大会関係者（家族及び応援者を含む。）の延べ人数をいう。
- (7) 合宿延べ宿泊者数 合宿活動期間において、市内の宿泊所に連続して宿泊した合宿団体の延べ人数をいう。

(大会奨励金の支給対象者)

第3条 大会奨励金の支給の対象となる者は、市内において大会を開催する主催者又は市内及び市外の施設を併用して大会を開催する主催者とする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は、大会奨励金の支給の対象としない。

- (1) 政治団体又は宗教団体が主催、共催又は主管する大会
- (2) 国又は地方公共団体が主催、共催又は主管する大会
- (3) 市から当該奨励金のほかに補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある大会
- (4) 営利を目的とする入場券を販売する大会
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする大会

(合宿奨励金等の支給対象者)

第4条 合宿奨励金又は奨励品（以下「合宿奨励金等」という。）の支給の対象となる者は、2泊以上かつ合宿延べ宿泊者数が30人泊以上（大阪・志布志航路又は根占・山川航路の船舶を利用した場合は、合宿延べ宿泊者数が15人泊以上）の市内の宿泊所を利用する市外の合宿団体又はこれらの者を受け入れる市内の宿泊所とする。ただし、各種プロ選手、オリンピック選手等話題性のある合宿その他市長が適当と認める場合は、合宿延べ宿泊者数が30人泊未満の場合であっても支給の対象者とする。

(大会奨励金の区分及び支給額)

第5条 大会奨励金は、次の各号に掲げる大会延べ宿泊者数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 200人泊以上300人泊未満 10万円
- (2) 300人泊以上400人泊未満 15万円
- (3) 400人泊以上 20万円

(合宿奨励金等の支給額)

第6条 合宿奨励金等は、合宿延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額の奨励金又は奨励金の範囲内の肉、果物等の奨励品とし、上限を20万円とする。ただし、

第4条ただし書に規定する合宿奨励金等の支給については、3万円を限度として支給することができる。

(申請方法)

第7条 大会奨励金又は合宿奨励金等（以下「スポーツ大会・合宿奨励金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、申請内容が決定した日から大会又は合宿の終了後14日以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 宿泊者名簿
- (2) 大会の開催要項又は開催内容が分かる書類（大会の場合に限る。）
- (3) 大会の開催に係る収支予算書（大会の場合に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市内の宿泊所が申請する場合、前項の申請書に委任状（第2号様式）を添付しなければならない。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、スポーツ大会・合宿奨励金を支給することが適当と認めるときは、指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により決定を受けた申請者は、大会又は合宿終了後、若しくは前項の規定による通知を受けた日から起算して14日以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊者数証明書（第4号様式）（市内の宿泊所が複数箇所となる場合は全ての宿泊所の証明書が必要。）
- (2) 利用年月日が記載された船舶料に係る領収書（第4条に規定する船舶を利用した場合に限る。）
- (3) 大会の開催に係る収支決算書（大会の場合に限る。）
- (4) 大会の記録その他大会結果の分かる書類（大会の場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、書類の内容を審査し、適当と認めたときは、指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給決定額及び支給額確定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(スポーツ大会・合宿奨励金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた者（以下「請求者」という。）は、指宿市スポーツ大会・合宿奨励金請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 請求者は、前項の規定による請求を、委任状（第2号様式）を添付することにより市内の宿泊所に委任することができる。

(複数支給対象年度)

第11条 支給対象の大会又は合宿が複数年度にわたり実施される場合の支給対象年度は、第9条の規定により通知した日の属する年度とする。この場合において、大会延べ宿泊者数又は合宿延べ宿泊者数は、大会又は合宿の初日から最終日までの延べ宿泊者数とする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、スポーツ大会・合宿奨励金の申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載、その他不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定によりスポーツ大会・合宿奨励金の支給の決定を取り消したときは、速やかにその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(スポーツ大会・合宿奨励金の返還)

第13条 市長は、前条の規定によりスポーツ大会・合宿奨励金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にスポーツ大会・合宿奨励金を支給していたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給要綱の規定は、令和5年4月1日以後に宿泊を開始したものについて適用し、令和5年3月31日以前に宿泊を開始したものについては、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給申請書

主催者・団体名	
所在地	
代表者連絡先	(代表者名) (連絡先)
申請区分	大会 ・ 合宿 ※どちらかに○をしてください。
種目等名	
大会・合宿名	
大会・合宿期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (泊 日)
大会・合宿参加者 数/延べ宿泊数	名 / 延べ 泊 ※延べ宿泊数は、個人ごとの連続する宿泊数を足して計算してください。
希望する合宿奨励金等	奨励金・奨励品 ※合宿の場合どちらかに○をしてください。
大会・合宿場所	
宿泊所名 (全ての宿泊所)	
船舶の利用有無	有 ・ 無 ※どちらかに○をしてください。
<p>指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、上記のとおり申請いたします。</p> <p>指宿市長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名</p>	

※添付書類

- 1 宿泊者名簿
- 2 大会の開催要項又は開催内容が分かる書類（大会の場合）
- 3 大会の開催に係る収支予算書（大会の場合）
- 4 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条，第10条関係）

委任状

委任を受けた者	住所
	氏名
委任する事項	指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給に関する <input type="checkbox"/> 申請及び請求に関すること。 <input type="checkbox"/> 請求に関すること。

※委任する事項のいずれかにレ点を記入すること。

私は，上記の者に指宿市スポーツ大会・合宿奨励金に関する所定の権限を委任します。

指宿市長 様

年 月 日

団体名

代表者 住所

氏名

㊞

様

指宿市長



指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度指宿市スポーツ大会・合宿奨励金について、指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給要綱第8条の規定により、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

- 1 奨励金を受ける者
- 2 主催者・団体名
- 3 支給の条件等
  - (1) 大会又は合宿終了後、若しくは支給決定の通知を受けた日から起算して14日以内に次の書類を提出すること。
    - ア 宿泊者数証明書（第4号様式）（市内の宿泊所が複数箇所となる場合は全ての宿泊所の証明書）
    - イ 利用年月日が記載された船舶料に係る領収書（第4条に規定する船舶を利用した場合）
    - ウ 大会の開催に係る収支決算書（大会の場合）
    - エ 大会の記録その他大会結果の分かる書類（大会の場合）
  - (2) 虚偽の申請により奨励金を受けたことが判明した場合、支給した奨励金を返還すること。

第4号様式（第8条関係）

宿泊者数証明書

主催者・団体名				
所在地				
代表者			連絡先	
NO	監督・選手 等区分	氏名	宿泊年月日	宿泊数
1			年 月 日～ 年 月 日	泊
2			年 月 日～ 年 月 日	泊
3			年 月 日～ 年 月 日	泊
4			年 月 日～ 年 月 日	泊
5			年 月 日～ 年 月 日	泊
6			年 月 日～ 年 月 日	泊
7			年 月 日～ 年 月 日	泊
8			年 月 日～ 年 月 日	泊
9			年 月 日～ 年 月 日	泊
10			年 月 日～ 年 月 日	泊
11			年 月 日～ 年 月 日	泊
12			年 月 日～ 年 月 日	泊
13			年 月 日～ 年 月 日	泊
14			年 月 日～ 年 月 日	泊
15			年 月 日～ 年 月 日	泊
合計 ※連続する宿泊数のみを記入してください。				泊

上記の内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

(宿泊施設)

所在地

名 称

代表者



第 号

年 月 日

様

指宿市長



指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給決定額及び支給額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度指宿市スポーツ大会・合宿奨励金について、下記のとおり支給することを決定し、支給決定額と同額に確定したので、指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給要綱第9条の規定により通知します。

記

1 奨励金を受ける者

2 大会主催者・団体名

3 支給決定額 円

4 支給確定額 円

5 支給の条件等

(1) 虚偽の申請により奨励金を受けたことが判明した場合は、支給した奨励金を返還しなければならない。

(2) 本奨励金に係る情報（個人情報を除く。）は、市ホームページ等で公表する場合があります。

年 月 日

指宿市長 様

団体名  
請求者 住 所  
氏 名 ⑩

指宿市スポーツ大会・合宿奨励金請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定のあったスポーツ大会・合宿奨励金について、指宿市スポーツ大会・合宿奨励金支給要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円  
2 振込先

振 込 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	支 店 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	口座番号		
	フリガナ 口座名義人		請求印

※注意

- 1 請求者と口座名義人が異なる場合は、請求者は請求印を押印すること。
- 2 通帳の写し（口座情報が確認できるもの）を添付すること。